

防人 1 第 5 9 9 6 号
1 7 . 8 . 2
一部改正 防人計第 4 8 8 8 号
1 9 . 8 . 3 1
一部改正 防人服（事）第 3 6 8 号
2 9 . 1 0 . 2 7

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察本監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官

懲戒処分の防衛大臣への報告及び公表実施の要領について
(通達)

標記について、下記のとおり定め、平成17年8月15日から実施（以下「実施日」という。）することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、同年4月1日から実施日の前日までの間における懲戒処分の公表については、別途、人事教育局長から通知させることとされたので念のため申し添える。

記

1 趣旨

自衛隊員の懲戒処分の公表が適正に行われるよう公表の基準を定めるほか、全ての懲戒処分に係る防衛大臣への事前の報告要領について定め

るものである。

なお、個別の事案に関し、当該事案に係る行為の内容、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合には適切な公表の措置を講ずるものとする。

2 公表の対象とする懲戒処分の種類

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為（私的行為以外の行為をいう。）に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為（私的行為をいう。）に係る懲戒処分のうち、免職、降任又は停職である懲戒処分

3 公表内容

被処分者の所属等、事案の概要、処分年月日及び処分量定に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。ただし、警察その他の公的機関により、被処分者の氏名が公表されている場合には、氏名も含めて公表するものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

5 公表方法等

公表実施担当官（防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第3条に規定する実施担当官をいう。）は、懲戒処分を行った懲戒権者等と調整の上、別紙様式第1により報道機関への資料の提供その他適宜の方法をもって公表を行うものとする。

6 公表の例外

懲戒権者等が、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等の理由により第2項及び第3項による公表が適当でないと認める場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

7 事前報告

懲戒権者（防衛大臣を除く。）は、懲戒処分の内容が概ね確定した段階において、その内容が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める様式により、速やかに、防衛大臣に報告するものとする。

- (1) 第2項各号に規定する懲戒処分の場合（第6項の規定に該当する場合を除く。） 別紙様式第2
- (2) 第2項各号に規定する懲戒処分であって、前項の規定に該当する場合 別紙様式第3
- (3) 第2項各号に規定する懲戒処分以外の懲戒処分の場合 適宜の様式

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、懲戒処分の公表及び防衛大臣への事前の報告要領に関し必要な事項は、人事教育局長が定めるものとする。

(お知らせ)

〇〇. 〇〇. 〇〇

懲戒処分の公表

下記のとおり、自衛隊員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分者の所属等
- 2 事案の概要（処分の理由）
- 3 処分年月日
- 4 処分量定
- 5 その他

(お問い合わせ先)

担 当 :

電 話 :

F A X :

注 意

〇〇. 〇〇. 〇〇

懲戒処分の公表に係る概要等

- 1 公表（予定）日時
- 2 被処分者の所属、階級（級）及び氏名
- 3 事案の概要（処分の理由）
- 4 処分（予定）年月日
- 5 処分量定（予定）
- 6 公表実施担当官
- 7 その他

注 意

〇〇. 〇〇. 〇〇

懲戒処分の公表に係る概要等
(全部又は一部を公表しない場合)

- 1 公表する場合の公表（予定）日時（公表する場合）
- 2 被処分者の所属、階級（級）及び氏名
- 3 事案の概要（処分の理由）
- 4 処分（予定）年月日
- 5 処分量定（予定）
- 6 公表実施担当官（公表する場合）
- 7 公表内容の全部又は一部を公表しない理由
- 8 その他